明石市立学校園等産業廃棄物収集運搬処分業務委託仕様書

本仕様書は、明石市(以下「委託者」という。)が委託する明石市立学校園等産業廃棄物収集運搬処分業務委託の仕様を定めるものであり、受託者は本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 目的

本仕様書は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、明石市立の学校園等から排出される産業廃棄物の処理を受託者が受託し、適正に処理することを目的とする。

2 排出予定数量及び必要な情報等

2 折山了足剱里及09	石文・なけれり		
産業廃棄物の種類	廃プラスチック 類	金属くず	ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず
産業廃棄物の具体例	コンテナ、事務用品等	ロッカー、楽器、事務机、 事務椅子、パイプ椅子、 その他小型ごみ等	窓ガラス破片・コンクリ ートブロック破片等
予定数量(全学校園 等の年間予定数量)	2 5 0 m³	3 1 0 m³	4 0 m³
発生行程	業務		
性状及び荷姿	固形状 袋詰・バラ		
腐敗、揮発等性状の 変化に関する事項	なし		
混合等により生ずる 支障	なし		
日本工業規格 C0950 号に規定する含有マ ークが付された廃製 品の有無	なし		
石綿含有産業廃棄 物、特定産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃 棄物又は水銀含有ば いじん等の有無	なし		
その他の注意事項	本仕様書記載事項参照		

- ※ 予定数量は推計値であり、この数量を保証するものではない。そのため実際の数量と異なる可能性があるが、その場合においても委託単価の増減は行わない。
- ※ 具体例はあくまで例示であり、その他の物が廃棄されることがある。また、該当する種類の混合ごみが排出されることもある。

※ 排出する産業廃棄物のうち、金属くず、廃プラスチック類等に木材もしくは紙類が付着 しており容易に分離できない場合において、産業廃棄物として分類されるべき廃棄物につ いては、受託者が適正に処理を行うものとする。

3 契約の種類

単価契約(下記『排出量及び収集回数』における単価契約項番ごとの処理委託単価)

- (1) 当該単価①及び②は、現場調査費、調整費、収集運搬費(積み込みを含む)、マニフェスト費等の経費を含むものとする。
- (2) 当該単価③は処分費とし、1 車輛あたり排出した各産業廃棄物の合計量で請求するものとする。なお、1 mに満たない部分については、協議によるものとする。
- (3) 処分費用は、実際の排出量(<u>複数施設を収集する場合はその合計した排出量</u>)に処分単価を乗じたものとする。
- (4) 受託者は 1 台あたり 6 ㎡以上の積載が可能である車両を用意し、混載で収集するものとする。

ただし、大型車輛の進入が困難である場所への収集を依頼する場合も想定されるため、 $\underline{2}$ トンもしくは $\underline{3}$ トンの車両(積載 $\underline{3}$ ㎡以上)についても保有しており、運用できる必要がある。

- (5) 収集施設は別紙1のとおりとする。
- (6) 収集施設が複数ある場合は、委託者より最大4施設を指定する。
- (7) 収集場所が 1 施設から 3 施設までを収集運搬する場合は下記①の単価を、4 施設を収集 運搬する場合は下記②の単価を使用する。(例として、3 施設を回収する場合の費用は①の 単価×3とし、4 施設を回収する場合の費用は、②の単価×1とする)
- (8) 下記②の単価は4施設すべて回収する場合の費用とする。

(収集運搬)

単価契約 項番	産業廃棄物区分	収集場所数	単位	予定収集 依頼数
1)	『廃プラスチック 類』、『金属くず』、 『ガラスくず・コ	1 施設ないし複数施設 (3施設まで)	施設1か所あ たり	72 か所
2	『カノハく 9・コ ンクリートくず及 び陶磁器くず』	(4施設のみ)	1回あたり	36 回

- ※ <u>収集対象学校園において『1 施設』とは別紙1に記載する施設名単位とし、各施設には敷地内</u>(隣接)施設を含むものとする。
- ※ 原則、1 施設あたり委託者が指定する屋外の 1 箇所への収集とするが、重量物の場合は排出 場所が屋外の複数箇所になることがある。
- ※ 予定収集依頼数は推計値であり、この数量を保証するものではない。そのため実際の依頼数 と異なる可能性があるが、その場合においても委託単価の増減は行わない。

単価契約 項番	産業廃棄物区分	単位	予定収集 依頼量
3	『廃プラスチック 類』、『金属くず』、 『ガラスくず・コ ンクリートくず及 び陶磁器くず』	1 m゚あたり	600 m³

- ※ <u>予定収集依頼量は推計値であり、この数量を保証するものではない。そのため実際の依頼量</u> と異なる可能性があるが、その場合においても委託単価の増減は行わない。
- 4 収集委託する施設 別紙1のとおり
- 5 履行期間

契約締結日翌日から令和5年3月31日まで

6 業務内容

(1) 受託者は収集場所(別紙1)から排出される廃棄物を、関係法令等を遵守のうえ、適正に収集・運搬を行う。

収集については、学校単位で個別に収集する方法(学校別収集)と、一定時期に市内学校 を対象に一斉に収集する方法(ルート収集)で実施する。

いずれの収集方法で実施する場合においても、実施時期等について事前に委託者(もしくは依頼校)と受託者で調整するものとする。

- (2) 収集依頼は、委託者から受託者に廃棄する予定としている廃棄物の種類及び数量(小型ごみの場合は45 リットルごみ袋の相当数、大型ごみの場合はサイズ及び数量)、収集希望日時等を希望する日の最低5営業日前までに受託者にFAX等により伝える。
- (3) 受託者は(2)の連絡を受けた場合において、積み込み予測が困難であり受託者が必要であると判断した場合は、連絡のうえ現地確認等を行う。その場合もしくは(2)の時点において、排出する産業廃棄物の合計が車両の積載量を超える可能性がある場合は、その旨を委託者に報告し、排出量について協議するものとする。
- (4) 受託者は(2)もしくは(3)の確認に基づき必要な車両を用意し、委託者と日時等を調整のうえ 収集を行う。なお、当該廃棄物は一括して収集するものとする。
- (5) 収集業務には積み込み作業を含むものとする。
- (6) 積込時に受託者は実際に受領した廃棄物の量を提示し、委託者との協議のうえこれを決定する。
- (7) 受託者が積み替え保管を行う場合は、委託者の産業廃棄物と他人の産業廃棄物との混合は認めないため、分別が可能な状態とすることとする。

(8) その他、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を適切に運用するとともに、関係法令等を遵守のうえ適正に収集、運搬、処分を行う。

7 資格等

(1) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を兵庫県知事又は兵庫県内の市長から受けており、同法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を、当該業務を行う区域を管轄する兵庫県知事又は該当する区域の兵庫県内の市長から受けていること。

または、産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処分業者が協力して見積合せに参加する場合は、各々がその許可を受けていること。

- (2) 産業廃棄物収集運搬業者は、「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の全ての取扱許可を受けていること。
- (3) 産業廃棄物処分業者は、「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の全ての取扱許可を受けていること。
- (4) 受託者は、産業廃棄物処理の許可を受けたことを証明する書類を委託者に提出し、確認を受けなければならない。契約後、変更があった場合も同様とする。
- (5) 明石市入札参加者名簿の該当する登録がなされていること。なお、収集運搬業者・処分業者が協力して見積もり合わせに参加する場合は、どちらも登録されていること。

8 作業管理等

- (1) 各学校での収集にあたっては、業務実施にあたりとくに児童生徒に怪我等を負わさぬよう 細心の注意を払うこと。
- (2) 法令等を遵守したうえで安全に業務を行うこと。

9 委託料の支払い

- (1) 受託者は、委託者への処分の業務終了報告後、当該費用を請求するものとする。
- (2) 委託者は、請求書等が適正であると認めた場合、請求のあった日から30日以内に委託料を支払うものとする。なお、委託料の支払は月毎に行うものとする。
- (3) 産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する料金は、単価(税抜)に数量を乗じ、これにより得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出する。なお、当該料金に端数が生じた場合は、1円未満は切り捨てるものとする。
- (4) 処分費は、1 車両あたり排出した各産業廃棄物の合計量で請求するものとする。なお、1 m³に満たない部分については、協議によるものとする。

10 その他

- (1) 収集・運搬及び処分に関する契約は委託者と受託者の間でそれぞれ締結する。
- (2) この仕様書に定めのない事項に関しては、委託者・受託者協議の上決定する。

収集施設一覧

46-20. 69	以未心以 見	>* - + 16.
施設名	敷地内(隣接)施設	所在地
A-6 1.5 1 204 1-4	中学校	
編城中学校	錦城コミュニティ・センター	明石市上ノ丸3丁目1-11
朝霧中学校	朝霧北コミュニティ・センター	明石市大蔵谷奥4-1
大蔵中学校	大蔵コミュニティ・センター	明石市西朝霧丘4-7
太川中学校		明石市南王子町7-1
野々池中学校	野々池コミュニティ・センター	明石市沢野1丁目3-1
望海中学校	望海コミュニティ・センター	明石市西明石南町1丁目1-33
大久保中学校		明石市大久保町大久保町200
大久保北中学校	大久保北コミュニティ・センター	明石市大久保町大窪2030
高丘中学校	高丘コミュニティ・センター	明石市大久保町高丘5丁目14
江井島中学校	江井島コミュニティ・センター	明石市大久保町西島680-5
魚住中学校	魚住コミュニティ・センター	明石市魚住町清水364
魚住東中学校	魚住東コミュニティ・センター	明石市魚住町金ヶ崎1687-14
二見中学校	二見コミュニティ・センター	明石市二見町西二見594
	小学校	
明石小学校	明石幼稚園、明石小学校区コミュニティ・センター	明石市山下町12-21
松が丘小学校	松が丘幼稚園、松が丘小学校区コミュニティ・センター	明石市松が丘3丁目1-1
朝霧小学校	朝霧幼稚園、朝霧小学校区コミュニティ・センター	明石市朝霧東町1丁目1-40
人丸小学校	人丸幼稚園、人丸小学校区コミュニティ・センター	明石市東人丸町26-29
中崎小学校	播陽幼稚園、中崎小学校区コミュニティ・センター	明石市中崎1丁目4-1
大観小学校	大観幼稚園、大観小学校区コミュニティ・センター	明石市大明石町2丁目8-30
王子小学校	王子幼稚園、王子小学校区コミュニティ・センター	明石市王子1丁目1-1
林小学校	林幼稚園	明石市林崎町1丁目8-10
鳥羽小学校	鳥羽幼稚園、鳥羽小学校区コミュニティ・センター	明石市西明石北町2丁目2-1
和坂小学校	和坂幼稚園、和坂小学校区コミュニティ・センター	明石市和坂2丁目12-1
沢池小学校	沢池幼稚園、沢池小学校区コミュニティ・センター	明石市明南町3丁目3-1
藤江小学校	藤江幼稚園	明石市藤江235
花園小学校	花園幼稚園、花園小学校区コミュニティ・センター	明石市西明石南町1丁目1-10
貴崎小学校	貴崎幼稚園、貴崎小学校区コミュニティ・センター	明石市貴崎5丁目5-52
大久保小学校	大久保幼稚園、大久保小学校区コミュニティ・センター	明石市大久保町大久保町430
大久保南小学校	大久保南幼稚園、大久保南小学校区コミュニティ・センター	明石市大久保町ゆりのき通3丁目1
高丘東小学校	高丘東幼稚園、高丘東小学校区コミュニティ・センター	明石市大久保町高丘3丁目2
高丘西小学校	高丘西幼稚園、高丘西小学校区コミュニティ・センター	明石市大久保町高丘7丁目23
山手小学校	山手幼稚園、山手小学校区コミュニティ・センター	明石市大久保町大窪1600
谷八木小学校	谷八木幼稚園、谷八木小学校区コミュニティ・センター	明石市大久保町谷八木878
江井島小学校	江井島幼稚園、江井島小学校区コミュニティ・センター	明石市大久保町西島252
魚住小学校	魚住幼稚園、魚住小学校区コミュニティ・センター	明石市魚住町清水570
清水小学校	清水幼稚園	明石市魚住町清水1752-2
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ポッツ作品 錦が丘幼稚園、錦が丘小学校区コミュニティ・センター	明石市魚住町錦が丘1丁目17-5
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	錦浦幼稚園、錦浦小学校区コミュニティ・センター	明石市魚住町西岡1349
	新用切住園、新用小子校区コミュニティ・センター 二見こども園、二見小学校区コミュニティ・センター	明石市二見町東二見454
	- 元ことも園、一見小子校区コミューティ・センター 二見北幼稚園、二見北小学校区コミュニティ・センター	
一九四小子仪	□ □見四功作園、□見四小字校区コミュニティ・センダー 養護学校	ツロロー大町四一兄383 ⁻ 34
	全 设于仪	明石丰十九月四十十岁0350 4
明石養護学校	学技体がある体が	明石市大久保町大窪2752-1
#==== / E> /5	学校施設外の施設	四大去井城町4千只44.0
林コミュニティ・センター		明石市林崎町1丁目11-2
藤江小学校区コミュニティ・センター		明石市藤江195-1
清水小学校区コミュニティ・センター		明石市魚住町清水1764-3
朝霧コミュニティ・センター		明石市松が丘5丁目7-1
衣川コミュニティ・センター		明石市田町2丁目1-18
大久保コミュニティ・センター		明石市大久保町大久保町244-3
高丘コミセン中央集会所		明石市大久保町高丘3丁目3
西部文化会館		明石市二見町西二見597-2
	市役所	
明石市役所	明石市教育委員会事務局	明石市中崎1丁目5番1号

※敷地内(隣接)施設については各学校等と同一の施設とし、<u>敷地内の複数箇所(小学校と幼稚園等)に排出場所が分かれた場合であって</u> も、契約上の収集施設数は『1施設』とする。